

第1 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

- 平成14年12月に国の障害施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画（平成15年度～24年度）」及び「重点施策実施5か年計画（前期：平成15年度～19年度、後期：平成20年度～24年度）」が策定され、重点的に実施する施策やその達成目標を定めました。
- 平成15年度からは、従来の「措置制度」から「支援費制度」に移行し、サービス提供体制の拡充が図られました。
- 平成17年4月には「発達障害者支援法」が施行され、発達障害に対する理解や発達支援、家族支援等の必要性が明記されました。
- 平成18年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者自立支援法」という。）」が施行され、障害の種別にかかわらず、障害のある方が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されました。
- 平成22年12月には、利用者負担の見直し、発達障害が「障害者自立支援法」の対象となることの明確化、相談支援体制の強化等を規定する「障害者自立支援法」の改正が行われました。
- 平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が成立し、平成24年10月から施行されました。この法律では、虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障害者の保護、自立支援のための措置、養護者の負担の軽減等が定めています。
- 平成23年8月には、障害者基本法が改定され、障害者の定義の見直しや、社会的な障壁を取り除くための配慮を求める内容が盛り込まれました。
- 平成25年4月には「障害者自立支援法」の一部を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が施行されました。この法律では、難病患者等が障害福祉サービスの対象に追加され、知的障害及び精神障害における障害区分の適切な配慮等の改正、ケアホームのグループホームへの一元化が行われる等、障害のある方が地域において自立した生活を営むことができるよう支援の充実を図っています。
- 平成26年1月には、障害者の権利に関する条約を批准しました。障害者の権利に関する条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。
- 平成26年6月には精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が成立し、精神障害者の地域移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大

臣告示)の策定、医療保護入院における入院手続き等の見直しが行われました。

- 平成25年6月には障害のある方に対する差別的取扱いを禁止し、国や自治体等の公的機関には障害のある方に必要な配慮を法的に義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立し、平成28年4月からの施行が予定されています。
- 平成25年9月には第3次障害者基本計画が策定され、平成25年度から平成29年度までの5年間の講ずべき障害者施策の基本的な方向が定められました。
- 第3次障害者基本計画では、障害者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。
- 障害者計画では、共生社会の実現に向け、障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体ととらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援しています。

(2) 三重県の動向

- 平成18年度に障害者基本法第11条第2項の規定による「三重県障害者プラン（第四次行動計画）」と、障害者自立支援法第89条第1項の規定による「三重県障害福祉計画（第一期計画）」を統合した「みえ障害者福祉プラン」（平成18年度～平成20年度）を策定しました。
- 平成21年3月には、県民や市町と協働して取り組む目標・施策について定めた「みえ障害者福祉プラン・第2期計画（三重県障害者プラン―第五次行動計画・三重県障害福祉計画―第二期計画）」（平成21年度～平成23年度）を策定し、具体的な施策と必要なサービスの提供体制の確保に関して定めた県の障害者施策の基本方針を示しています。
- 平成24年3月には、障害のある方もない方も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成24年度～平成26年度）が策定されました。

(3) 桑名市の動向

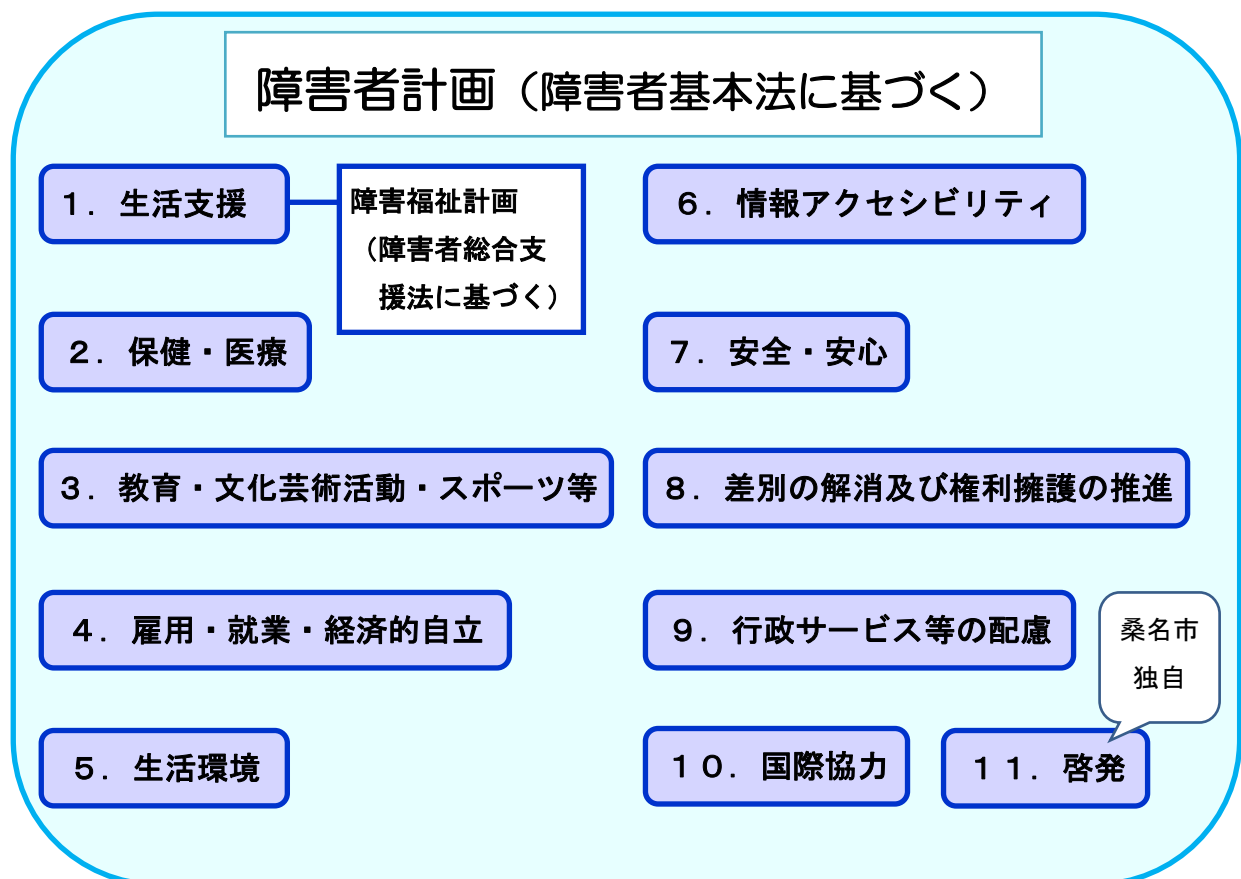
- 障害の有無にかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として、人格を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる活動に参加できるノーマライゼーション社会の実現に向けて、平成20年3月に「第2期桑名市障害者計画」を策定し、障害者施策を総合的に推進してきました。
- この間、国においては、平成25年に障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わり、障害の範囲を身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む。）に難病等を加えて、制度の谷間に置かれてきた難病患者に対する障害福祉サービスの提供が可能となりました。また、平成26年4月1日からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡

大、ケアホームのグループホームへの一元化等の改正が行われました。

- これらの制度の改正や社会情勢等を踏まえて、障害者や家族、支援者等の多くの市民の参画のもとに、「第3期桑名市障害者計画及び第4期桑名市障害福祉計画」を策定します。

(4) 障害者計画と障害福祉計画（平成27年度以降）の関係

障害者計画は、「障害者基本法」に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画であり、障害福祉計画は、「障害者総合支援法」に基づき、障害者計画の中の「生活支援」に関わる事項の、障害福祉サービスに関する必要な利用の見込量等を定める3年間の実施計画的な位置づけとなります。障害者計画と障害福祉計画は、障害福祉サービスの実施等の連携を図って進めていく必要があることから、一体的に策定し、推進していきます。



※ 内閣府「障害者計画と障害福祉計画の関係図表」を参考

2 計画とその他の計画との関係

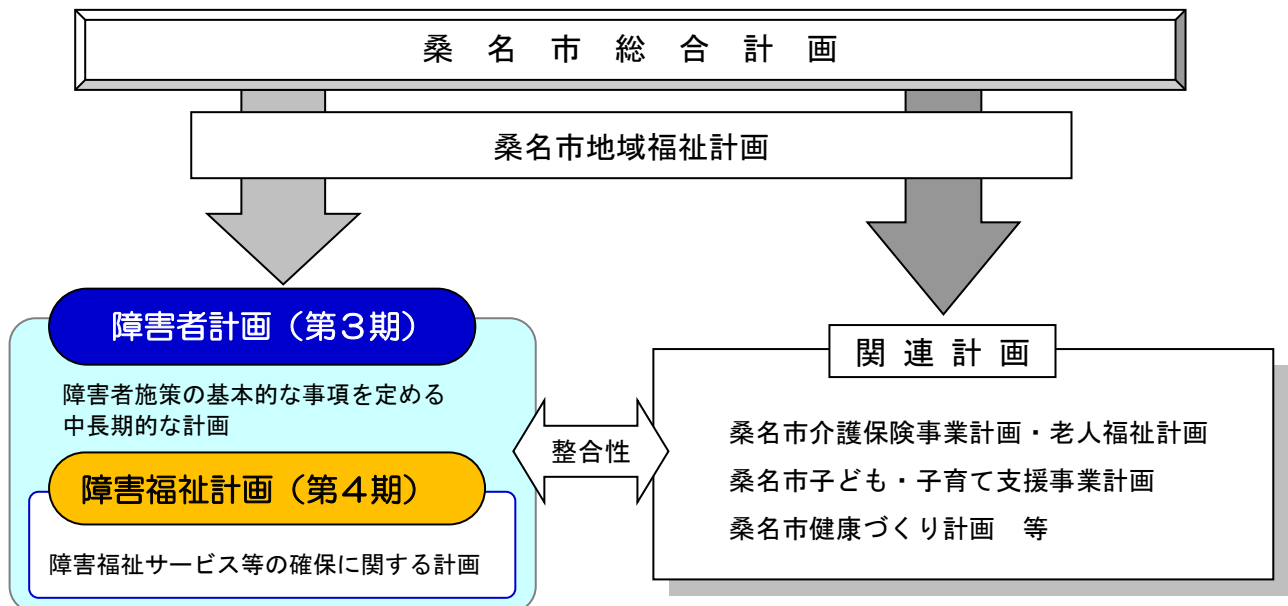
この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」（障害者施策全般の指針となる計画）と障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画）として策定します。

策定にあたっては、「桑名市総合計画」、「桑名市地域福祉計画」等の上位計画との整合性を図ることはもちろんのこと、「桑名市介護保険事業計画・老人福祉計画」「桑名市子ども・子育て支援事業計画」「桑名市健康づくり計画」等と整合性を保ちながら策定しました。

■根拠法令・計画の性格

	障害者計画（第3期）	障害福祉計画（第4期）
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項 （平成23年8月5日一部改正）	障害者総合支援法 第88条 （平成25年4月1日施行）
性 格	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画

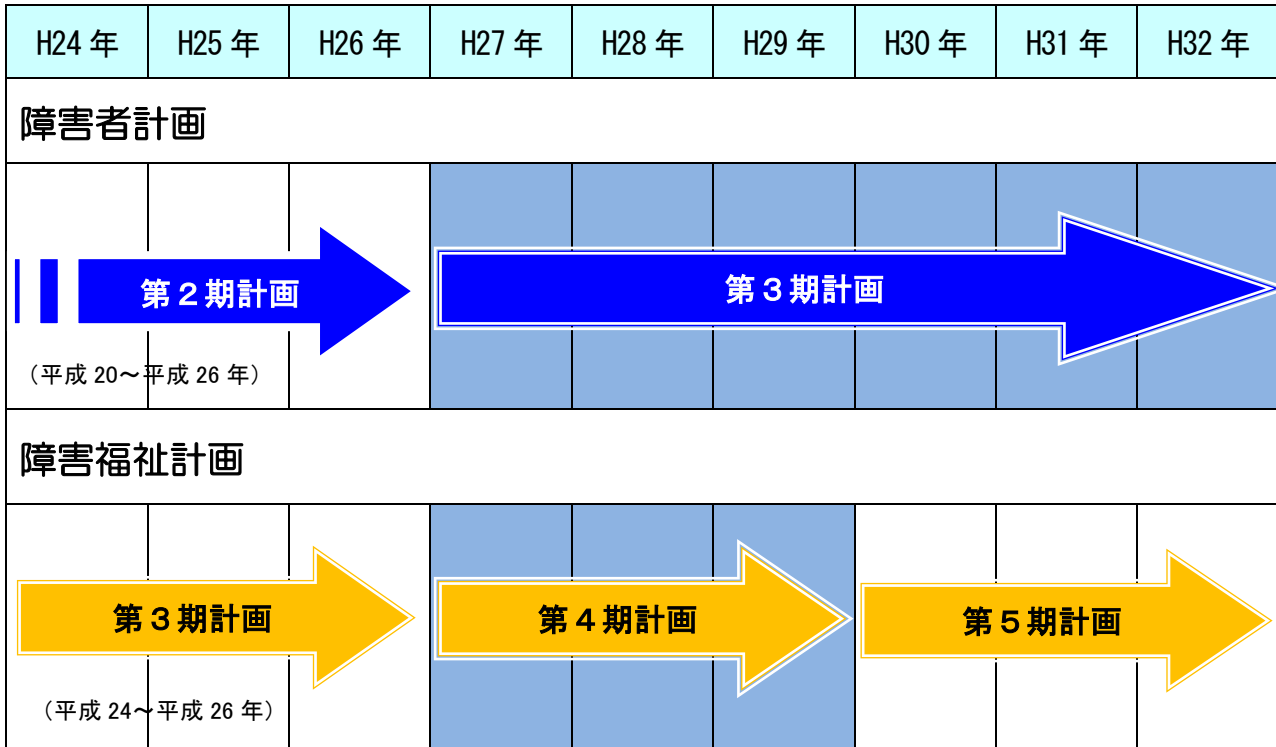
■桑名市における計画の位置付け



3 計画の対象期間

計画の期間は、障害者計画は平成 27 年から平成 32 年の 6 年間、障害福祉計画は平成 27 年から平成 29 年の 3 年間とします。

■計画期間



4 計画の策定に関する基本的な方針

(1) 全員参加型の計画推進体制

① 市内の連携・調整及び関係機関等との連携

本市では、障害者の「思い」や「考え」等から課題を分析するために、アンケートやインタビューを通じて障害者や障害者団体、市民、企業等の協力を得て、全員参加型の計画づくりを行いました。

また、社会福祉団体やその他関係機関、公募による市民の参加による「桑名市地域自立支援協議会」、障害福祉課をはじめ様々な関係部署のメンバーによる、横断的に障害福祉の課題を検討・協議する「桑名市庁内会議」、障害福祉課や関係機関による「スタッフ会議」を定期的に開催する等、全員参加型の体制で策定に取り組んできました。

策定の手法として、ヘルスプロモーション活動展開のためのモデルの一つであるプリシード・プロシードモデル(MIDORIモデル)*を取り入れ、障害者のQOL(生活の質)、課題、ライフスタイル、必要な支援等を分類し、現状把握や課題分析を行いました。

*プリシード・プロシードモデル(MIDORIモデル)は、ヘルスプロモーション活動展開のためのモデルの一つである。社会診断、疫学診断、行動・環境診断、教育的・組織診断、運営・政策診断の「プリシード」、実施、経過評価、影響評価、結果評価の「プロシード」の2つの部分から成り立っている。本策定では、プリシード部分の活用によって現状把握・課題分析を行った。

地域自立支援協議会（グループワーク）



地域自立支援協議



全員参加型の取組

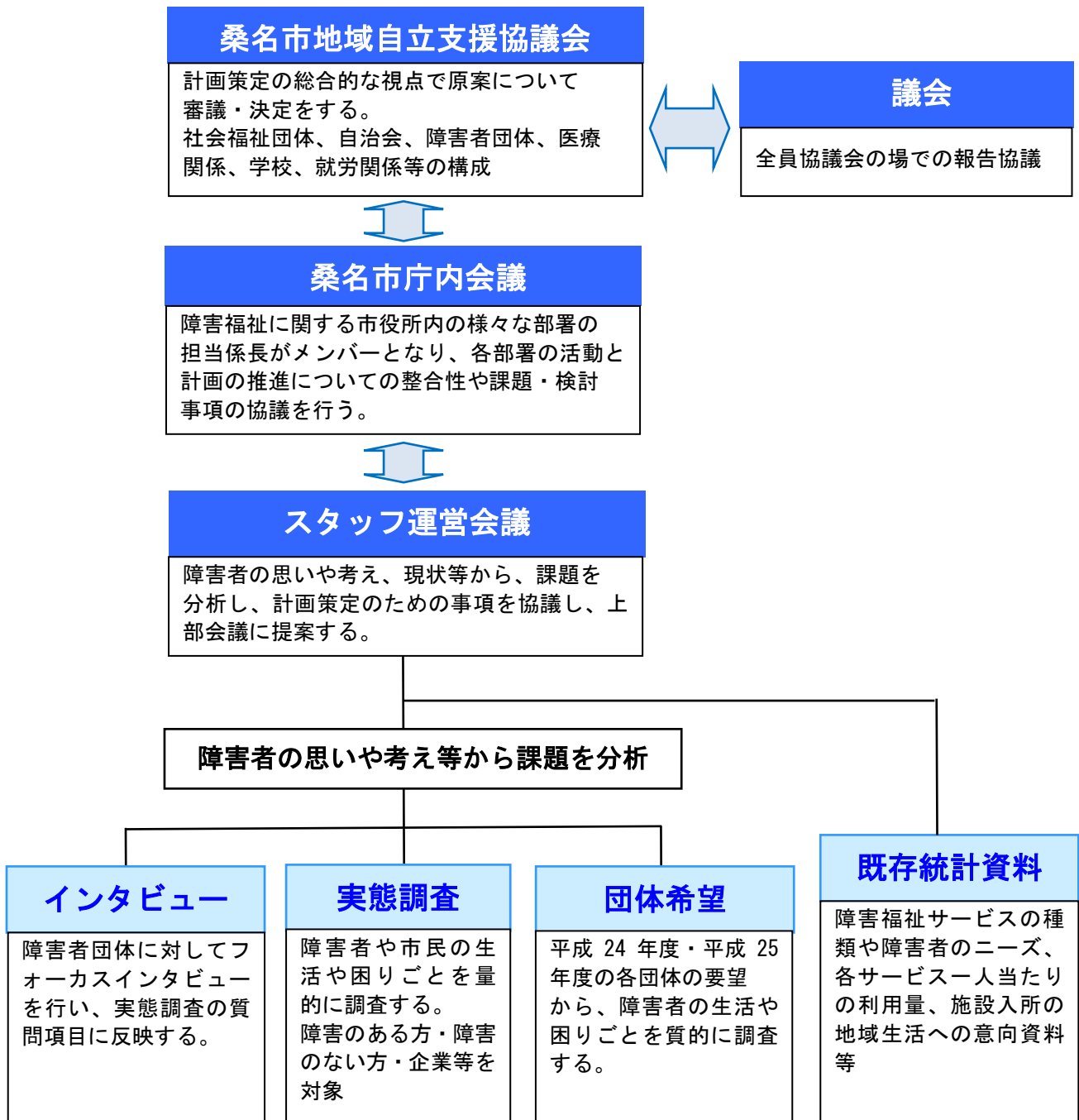
庁内会議（グループワーク）



アンケート調査結果報告会



全員参加型の計画作成体制



②県及び近隣市町との連携

本市だけでは解決できない障害福祉サービス等の課題について、県や近隣市町と協議し、検討を行いました。

